



ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

50%を超えた特定健康診査の実施率～厚労省

平成20年度から、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査・保健指導を実施することが、医療保険者に対し義務付けられましたが、厚生労働省が平成29年7月31日に公表した平成27年度の特定健康診査・特定保健指導の実施状況によると、同年度の特定健康診査の対象者数は約5396万人、受診者数は約2706万人で、特定健康診査の実施率は50.1%と50%を超えたことが分かりました。

年齢階級別の特定健康診査の実施率は、「50～54歳」が55.8%で最も高く、次いで「40～44歳」が54.6%など、40～50歳代で高かったです。また、性別は、男性が55.1%、女性が45.3%で男性の方が高かったです。男性は平成20年度～26年度と同様に60歳未満で高く、60歳以上で低くなる傾向がみられました。女性は年齢による実施率に大きな差はみられませんでした。

平成27年度の特定健康診査の実施率を保険者の種類別にみると、全ての保険者の種類において、平成26年度と比較して向上しています。保険者の種類別の実施率は、「健康保険組合」（73.9%）や「共済組合」（75.8%）において高く、「市町村国保」（36.3%）や「国保組合」（46.7%）、「全国健康保険協会」（45.6%）、「船員保険」（46.8%）において低いという二極構造となっています。

一方、平成27年度に特定健康診査を受けた者のうち、特定保健指導の対象者（特定健康診査の結果から、生活習慣の改善が必要とされた人）になった者の割合は、16.7%でした。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した者の割合（「特定保健指導実施率」）は17.5%であり、平成26年度の特定保健指導実施率（17.8%）と比較して、0.3ポイント減少しました。

年齢階級別の特定保健指導実施率は、「40～44歳」で14.8%と最も低く、45～64歳までは大きな差はないですが、「65～69歳」が22.1%、「70～74歳」が26.2%と65歳以上で相対的に高くなっています。性別の実施率は、男性、女性ともに17.5%でした。平成20年度～26年度と同様に、男性は65歳以上が65歳未満と比較して、女性は60歳以上が60歳未満と比較して、相対的に高くなっています。

同実施状況はこちらからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000173093.pdf>